

会議録（１）

会議の名称	平成29年度 第3回飯能市都市計画審議会
開催日時	平成30年1月22日(月) 開会 午前10時30分 閉会 午前11時40分
開催場所	飯能市役所本庁舎5階 501会議室
議長氏名	宮下清栄
出席委員	宮下 清栄 吉田 勝紀 矢島 巖 双木 廣治 加涌 弘貴 平沼 弘 滝沢 修 栗原 義幸 野口 和彦 新井 重治
欠席委員	熊田 俊郎 町田 智
説明者等 出席者氏名	市長 大久保 勝 建設部長 天野 佳洋 建設部参事兼建築課長 田島 慎司 建設部区画整理課長 加治 茂 建設部区画整理課主幹 赤羽 英紀
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員 職氏名	建設部まちづくり推進課長 吉田 昌弘 建設部まちづくり推進課主査 青木 孝之 建設部まちづくり推進課主任 小見山 亮、橋本 絢人 建設部建築課主査 室岡 貴夫 建設部区画整理課主任 鈴木 大輔

会議録（２）

議事の概要（経過）・決定事項

開会に際し、宮下会長及び市長から挨拶。

宮下会長が議長を務め、会議次第に従い、議事(1)「飯能都市計画双柳南部土地区画整理事業の見直しについて（報告）」について区画整理課長、区画整理課主幹から説明、質疑応答を実施。

議事(2)「飯能市景観計画（素案）について（意見聴取）」について、建設部参事兼建築課長から説明、質疑応答を実施した後、委員から意見聴取を実施。

閉会に際し、建設部長から挨拶。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
まちづくり推進課主査	(10:30 開会) 只今から審議会を始めさせていただきます。 本日の出席委員は10名でございます。 都市計画審議会条例第7条第2項の規定に基づく定足数1/2を満たしておりますので、都市計画審議会を開会させていただきます。 本日の議事案件につきましては、公開対象としておりますのでご承知おき願います。
会 長 まちづくり推進課主査	開会にあたりまして、宮下会長からご挨拶を頂戴いたします。 (挨拶) ありがとうございました。続きまして、市長からご挨拶申し上げます。
市 長 まちづくり推進課主査	(挨拶・挨拶の後、市長退席) ありがとうございました。 (資料確認等)
議 長 まちづくり推進課主査	それでは議事に入らせていただきます。都市計画審議会条例第7条第1項により、会長に議長をお願いしたいと存じます。 本日、傍聴希望者はいますか。 傍聴希望者はありません。 それでは議事に入ります。
議 長 まちづくり推進課主査	はじめに、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。 双木委員、滝沢委員をお願いいたします。
区画整理課長	議事第1号「飯能都市計画双柳南部土地区画整理事業の見直しについて(報告)」を議題といたします。説明願います。 区画整理事業の見直し案は、事業区域を縮小し、区画整理を継続する区域と除外する区域に区分することとしており、除外する区域についても良好な市街地を形成し、一体的なまちづくりを推進していくため、都市計画法第12条の4に規定する地区計画を定めようとするものです。 本日は、地区計画の素案について担当職員からご説明させていただきます。
区画整理課主幹	(資料により説明) 説明は以上でございます。
議 長 委 員	説明は以上ですが、何か質問などございますか。 除外地区の約15haのみに最低敷地や壁面後退などの制限をかけるのですか。
区画整理課主幹	地区計画は双柳南部地区の全域約48.5haに設定し、土地利用に関する方針、地区施設の整備の方針などを定めます。地区施設や最低敷地、壁面後退、垣さくの制限などを定める地区整備計画は除外地区の約15haに設定します。

会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
委 員	区画整理の継続区域は地区整備計画の規制を受けないことになるのですか。
区画整理課主幹	区画整理の継続区域については、区画整理の換地処分の時期に地区整備計画を定める考えでいます。
委 員	今後、地元説明会では丁寧な説明をお願いします。
委 員	地区整備計画のなかで、建築物の用途制限は設けないのですか。
区画整理課主幹	現在の地区の特性から、建築物の用途制限を設ける予定はありません。ただし、区画整理の換地処分の時期には、完成した街区形成に合わせ、用途地域の変更を行う予定です。
議 長	他にございますか。
委 員	(なし)
議 長	ないようですので、続いて(2)「飯能市景観計画(素案)について(意見聴取)」を議題といたします。事務局から説明願います。
建設部参事兼建築課長	本市は、飯能市景観条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、市独自の景観計画を策定するため、庁内関係課及び景観審議会における委員からの意見や、住民との意見交換等を踏まえ、「飯能市景観計画(素案)」の策定を進めてまいりました。
	この度、素案がまとまりましたので、景観法第 9 条第 2 項の規定により、飯能市都市計画審議会に意見を求めます。
	(資料により説明)
	今後のスケジュールは、平成 30 年 2 月中旬に全員協議会へ報告、その後、告示を行い、周知期間を設けた後、平成 30 年 7 月に施行の予定となっております。
	説明は以上でございます。
議 長	説明は以上です。本議案は「意見聴取」でございますので、質疑を行い、その後に、ご意見をいただきたいと思ひます。
	まず、質疑ですが、何か質問などございますか。
委 員	説明公聴会の状況やその場での意見はどのようなものがありましたか。
建設部参事兼建築課長	平成 30 年 1 月 20 日に開催した 3 回目の説明公聴会では 26 名の方にご参加いただき、概ね了解をいただいております。
議 長	他にございますか。
委 員	(なし)
議 長	ないようですので、意見聴取に移ります。
	「飯能市景観計画(素案)について」ご意見ございますか。
委 員	景観計画における景観形成重点地区の地区指定を検討するなど、飯能市の良好な景観形成に努めていただきたいと思います。
議 長	他にご意見ございますか。
委 員	(なし)

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
<p>議 長</p> <p>まちづくり推進課主査</p>	<p>ありがとうございました。事務局はただいまご意見いただきました内容を反映させて回答書を作成してください。</p> <p>それでは、以上で議事を終了とし進行を事務局へお返しします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど、ご審議いただきました(2)飯能市景観計画(素案)について、皆さまから頂戴したご意見は事務局で回答書作成後、後日、委員の皆様にも写しを送付いたします。</p> <p>次に次第 4 その他でございますが、委員の皆様から何か報告などございますか。</p>
<p>委 員</p> <p>まちづくり推進課主査</p>	<p>(なし)</p> <p>ないようでしたら、以上で本日の会議を終了させていただきます。</p> <p>閉会にあたり、天野建設部長から挨拶を申し上げます。</p>
<p>建設部長</p> <p>まちづくり推進課主査</p>	<p>(挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、都市計画審議会を終了とさせていただきます。</p> <p>(11:40 閉会)</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

署 名 _____

署 名 _____